	一般管理費	368,765		
	雑損	10,143		
	臨時損失	46,833	10,374,893	
	⑵　（控除）自己収入等			
	授業料収益	△ 2,497,585		
	入学料収益	△ 415,011		
	検定料収益	△ 101,393		
	受託研究等収益	△ 45,637		
	受託事業等収益	△ 14,487		
	寄附金収益	△ 56,673		
	公開講座収益	△ 958		
	資産見返運営費交付金等戻入	△ 93,483		
	資産見返寄付金戻入	△ 27,026		
	財務収益	△ 921		
	雑益	△ 117,881		
	臨時利益	△ 14	△ 3,371,072	
	業務費用合計			7,003,820
Ⅱ	損益外減価償却相当額			661,390
Ⅲ	損益外減損損失相当額			98
Ⅳ	損益外利息費用相当額			—
Ⅴ	損益外除売却差額相当額			936
Ⅵ	引当外賞与増加見積額			△ 49,123
Ⅶ	引当外退職給付増加見積額			△ 261,209
Ⅷ	機会費用			
	国又は地方公共団体の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	15,870		
	政府出資の機会費用	498,987		514,857
Ⅸ	（控除）国庫納付額			—
Ⅹ	国立大学法人等業務実施コスト			7,870,771

（注記事項）

引当外退職給付増加見積額のうち△164,327千円は出向職員に係るものである。

注　記　事　項

【重要な会計方針】

（重要な会計方針の変更）

当事業年度より、「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」の改訂について」（国立大学法人会計基準等検討会議平成23年１月14日））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省、日本公認会計士協会平成23年２月15日最終改訂）を適用している。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用している。

なお、退職一時金を含む「特殊要因運営費交付金」については費用進行基準を、また、「法人内予算におけるプロジェクト事業等」及び「特別運営費交付金」に充当される運営費交付金の一部については、文部科学省の指定に従い業務達成基準または費用進行基準を採用している。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用している。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としているが、主な資産の耐用年数は以下のとおりである。

建　　物　２～50年
構　築　物　２～47年
機械装置　５～20年
車輌運搬具　２～７年
工具器具備品　２～20年

なお、国から承継した固定資産については見積耐用年数で、受託研究等収入によって購入した固定資産については研究期間で減価償却している。

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第84）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第89）に係る減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示している。

⑵　無形固定資産

定額法を採用している。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（５年）に基づいている。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上していない。なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外賞与増加見積額は、当事業年度末の引当外賞与見積額から前事業年度末の同見積額を控除した額を計上している。

４．損害賠償損失引当金の計上基準

損害賠償金の支払に備えるため、当該事業年度末における支払見込額に基づき計上している。

５．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上していない。

なお、国立大学法人等業務実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、基準第35に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上している。

６．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的である国債については、償却原価法（定額法）を採用している。

７．たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準　低価法
評価方法　移動平均法

８．徴収不能引当金及び貸倒引当金の計上基準

将来の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別の債権の回収可能性を検討して回収不能見込額を計上している。